

つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2020年4月1日

4
April
2020



緊急速報

2020年4月～6月に実施される雇用調整助成金の特例措置の概要(最大助成率90%へ)

新型コロナウイルスの影響が深刻化を受け、2020年4月1日から6月30日までが緊急対応期間と定められ、雇用調整助成金の更なる特例措置が実施されることになりました。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件(3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和(1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和(1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和(3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

(1) 対象となる事業主の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)

(2) 対象となる事業主の拡大

1ヶ月5%以上低下

(3) 対象者の拡大

雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める

(4) 助成率の引き上げ

4/5(中小企業)、2/3(大企業)

※解雇等を行わない場合は9/10(中小企業)、3/4(大企業)

(5) 計画届

計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日まで)

(6) 支給限度日数

1年100日、3年150日+上記対象期間

(7) その他

上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行われる。



●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の新設

⇒臨時休業した小学校等に通う子の保護者に対して、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主を助成。
 ・対象となる社員が当該有給の休暇を取得した場合、中小企業・大企業ともに、その賃金相当額が支給されます(1人1日当たり8,330円が上限)。

●時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例

⇒新型コロナウイルス感染症対策として新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)について、特例的なコースを新設。

・テレワークを新規に導入した場合

→テレワークの特例コース(助成率は2分の1で、1企業当りの上限額は100万円)の対象となります。

・休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組んだ場合

→職場意識改善の特例コース(助成率は4分の3[一定の場合は5分の4]で、上限額は50万円)の対象となります。

〈補足〉新設予定の「働き方改革推進支援助成金」にも引き継がれる予定です。

★いずれの助成金も、企業の申請に基づき支給されるものであり、細かな要件がございます。申請をご検討されるなかで何かお困りごとがございましたら、お早めにつちはし事務所までお問い合わせください。

令和2年4/1~

すべての雇用保険被保険者について 雇用保険の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は高年齢労働者*に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者*についても他の雇用被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。



(※)保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します

あとがき◆つちはし事務所より

★新型コロナウイルスの影響で、様々な社会活動に影響が出ています。売上が極端に下がる、営業ができないといった場合には、解雇等を回避するため、社員を休業させて休業手当を支給するという方法が考えられます。その場合は、今月紹介している雇用調整助成金が利用できます。ただし、気を付けないといけない落とし穴がいくつかありますので、お早めにご相談ください。

★また、出社が難しい場合のテレワークの方法や、お客様に訪問しないでzoom等のインターネットを使ったテレビ会議方式などを検討したいというご相談も増えてきています。テレワークについては、規程の作り方等もアドバイスさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

★年度が変わり、様々な保険料率の変更がありますので、給与計算の際にご注意ください。まず、3月分より健康保険料率が103.0/1000から102.8/1000に、介護保険料率が17.3/1000から17.9/1000に変更となっています。雇用保険料率については変更ありませんが、今まで保険料が免除されていた満65歳以上の人も、4月からは雇用保険料の納付が必要となります。

また子ども・子育て拠出金についても「0.34%」から「0.36%」へ改正されます。

